

社団法人 宮崎県商工会議所連合会定款

第1章 総 則

第 1 条 本商工会議所連合会（以下「連合会」という。）は宮崎県内の商工業界の公正な世論を結集しその実現に務め、県内における商工会議所及び各種経済団体の緊密な連絡を促進してその機能を高揚し、総合的に本県商工業の改善発達を図り、併せて社会一般の増進に資し、もってわが国経済の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 本連合会は、社団法人宮崎県商工会議所連合会と称す。

第 3 条 本連合会の地区は宮崎県の区域とする。

第 4 条 本連合会の事務所は、宮崎市橘通東1丁目8番地11号に置く。

第 5 条 本連合会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 連合会としての意見を公表し、又は適当な行政庁等に対し具申するとともにこの実行を図ること。
- (2) 必要な調査研究を行い統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し又は情報を提供し、若しくはあつせんすること。
- (3) 商工業その他に関する啓発宣伝を行うこと。
- (4) 商工会議所の事業に関し、関係官庁及び諸団体の相互の連絡又はあつせんをなすこと。
- (5) 商工業の経営及び技術の改善その他商工業の振興発達に関する事業を行うこと。
- (6) 商工業に関する技能について資格を検定すること。
- (7) 見本市又は展示会を開催し、依頼に応じて臨時にその出品物を即売すること。
- (8) 国際親善及び観光の事業を行うこと。
- (9) 前各号のほか、本連合会の目的を達成するため会員相互の親睦を図りその他必要な事業を行う。

第2章 会 員

第 6 条 本連合会の会員は、地区内の商工会議所とする。

第 7 条 会員となることを希望する者は、別に定める入会手続より、入会を申し込まなければならない。

第 8 条 会員は、毎年所定の納期に総会の決するところにより会費を納付しなければならない。

第 9 条 会員は、各 1 回の決議権と、役員選挙権を有する。

第 10 条 会費の滞納 3 月に及ぶ会員に対しては、役員会の決議により、会員権を停止することができる。

第 11 条 退会を希望する会員は、退会の届出をしなければならない。

2 年度の途中で退会しても既に納付した会費を返還しない。又会費納期前に退会届を出してもその年度の会費を免れることはできない。

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 連合会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 連合会の名誉をき損し、又は連合会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名された会員は、除名された日から 1 年間は本連合会の会員となることができない。

第 3 章 総 会

第 13 条 総会は、会員をもって組織し、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年 5 月に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会頭が必要と認めたとき。

(2) 役員会が必要と認めたとき。

(3) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(4) 監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

4 総会は、会頭が招集する。また、第 3 項第 3 号、若しくは第 4 号の規定により請求があった場合は、会頭は、すみやかに総会を招集しなければならない。

第 14 条 総会を招集するには、少なくとも 5 日前までに会議の目的たる事項日時及び場

所を会員に示さなければならない。

第 15 条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 本連合会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (6) 収支予算の決定
- (7) 会費の額及び徴収方法の決定
- (8) 事業報告及び収支決算の承認
- (9) その他本連合会の運営上特に重要な事項

第 16 条 総会は、総会員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、本連合会の解散及び会員の除名の決議は、総会員の4分の3以上で決する。
- 3 総会においては、第 14 条の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 4 決議事項について特別の利害関係を有する者は、その議決に加わることはできない。

第 17 条 総会は会頭が議長となる。ただし、会頭に事故があるときは、又は欠員のときは、副会頭が議長となり、会頭、副会頭ともに事故があるときは、出席者の互選によって議長を定める。

第 18 条 会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって決議権又は選挙権を行うことができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により決議権又は選挙権を行使する構成員は、第 16 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第 19 条 総会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した会員のうち2名が記名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数及び氏名

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録記名人の選任に関する事項

第4章 役員

第20条 本連合会に次の役員を置く。

会 頭	1名
副 会 頭	2名
専務理事	1名
常務理事	1名
理 事	5名
監 事	1名

- 2 会頭・副会頭・専務理事・常務理事及び理事をもって民法上の理事とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第21条 役員は、総会において会員のうちから選任する。ただし、専務理事及び常務理事は、会頭が会員以外のものから総会の承認を得て選任することができる。

第22条 会頭は、本連合会を代表してその業務を統轄する。

- 2 副会頭は、会頭を補佐し、会頭に事故あるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して、業務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を処理する。
- 5 理事は、会頭及び副会頭を補佐し、会頭の委任する特別の事項に関する業務を処理する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。
- 7 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第23条 役員会は、会頭・副会頭・専務理事・常務理事及び理事をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他役員が必要と認めた事項

第 24 条 役員会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会頭が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

2 第 14 条及び第 16 条から第 19 条の規定は、役員会について準用する。

3 役員会は会頭が招集する。また、第 1 項第 2 号の規定により請求があった場合は、会頭はすみやかに役員会を招集しなければならない。

第 25 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。

2 補欠のため選任された役員の任期は、その前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

第 26 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総会員の 3 分の 2 以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第 2 号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 27 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、役員会の同意を得て、報酬を支給することができる。

第 5 章 顧 問

第 28 条 本連合会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験がある者又は本連合会に功労のあった者のうちから、会頭が役員会の承認を得てこれを委嘱する。

3 顧問は、本連合会の事業遂行に関する重要事項につき諮問に応ずる。

第 6 章 事 務 局

第 29 条 本連合会の事務を処理するため事務局を置く。

第 30 条 事務局に、事務局長 1 名を置く。

2 事務局長は、専務理事及び常務理事の命を受けて庶務を統轄する。

3 事務局長は、会頭が任免する。

第 31 条 事務局に、職員を置くことができる。

2 職員は、事務局長の指揮を受けて庶務を処理する。

3 職員は、会頭が任免する。

第 7 章 会 計

第 32 条 本連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 33 条 本連合会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第 34 条 会費の額及び徴収方法は、毎年総会において定める。

第 35 条 会頭は通常総会までに前年度における収支決算書、財産目録、貸借対照表を事業報告とともに監事に提出し、監査を受けなければならない。

第 8 章 解散及び清算

第 36 条 本連合会は、総会の決議及び設立許可の取消によって解散する。

第 37 条 清算人は、総会において選挙する。

第 38 条 清算人は、本連合会を代表し、清算に必要な一切の行為をする権限を有する。

第 39 条 清算人は、就任の日から 6 月以内に清算及び財産処分の方法をさだめて、総会の決議を経なければならない。

第 40 条 本連合会は、解散の後といえども総会の決議により、その債務を完済するために必要な限度において、会費を徴収することができる。

第 9 章 定款の変更及び執行規定

第 41 条 定款の変更は、総会の議決を経た上、主務官庁の認可を得なければならない。

第 42 条 本定款の執行上、必要な規定は、総会の議決を経て別に定める。

第 10 章 補 則

第 43 条 本会は、事務所に民法第 5 1 条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書面
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

附 則

(実施の時期)

- 1 この定款は昭和 27 年 4 月 16 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第 2 条 (名称)、第 4 条 (事務所の所在地)、第 5 条 (事業)、第 20 条 (役員)、第 22 条 (役員の職務)、第 28 条 (事務局)、第 29 条 (事務局職員)、第 33 条 (決議書類の監査)、第 39 条 (主務官庁の認可) 及び全文横書きの改正規定は、昭和 45 年 1 月 30 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第 13 条の改正規定は昭和 48 年 4 月 5 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 この変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日 (平成 2 0 年 7 月 4 日) から施行する。

附 則

(実施の時期)

- 1 この変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日（平成22年7月30日）から施行する。